

石井町地域防災計画

【風水害対策編】

石井町地域防災計画 目次		ページ
風水害対策編		
第1章 災害予防		F-1-1
第1節	水害予防対策	F-1-1
第2節	風害予防対策	F-1-4
第3節	土砂災害等予防対策	F-1-5
第4節	浸水予防対策	F-1-6
第5節	農業用ため池対策	F-1-7
第6節	雪害予防対策	F-1-8
第2章 災害応急対策		F-2-1
第1節	土地改良区等における災害応急対策	F-2-1

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 水害予防対策

第1 方針

水害予防計画は、各水系ごとに一貫したものとし、河川改良事業等を総合的、計画的に推進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、建設課）

1 河川防災対策

洪水等による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業を推進するとともに、河川維持修繕工事を行い、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化とあわせ、水系ごとに一貫した河川管理を行う。

（1）治水対策

直轄管理区間のうち、吉野川の下流部においては、地震対策に係る耐震対策、漏水対策等堤防の質的強化、上流部においては無堤地区の解消のための築堤工事を重点的に実施する。

なお、直轄事業による堤防の整備に伴い、必要な箇所については、排水機場等の整備による内水対策を進める。

県管理の飯尾川においては、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、護岸整備、築堤等により、河積の拡大、河道の安定を図る。

（2）河川情報施設の強化

県管理の中小河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備するとともに、これらの情報を町に提供する。

特に、水防警報河川及び洪水予報河川、水位周知河川に指定している県管理河川の飯尾川においては、設定水位に達した段階で水防警報の発令を行い町に水防団の準備・出勤等を呼びかけるほか、避難の目安となる避難判断水位に達した場合は、はん濫警戒情報として町に通知する。

（3）警戒避難体制の整備

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保す

風水害対策編

必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、町長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の避難行動要支援者（災害時要援護者）が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

（４）維持管理の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

また、吉野川においては多目的ダムにより洪水調節を行っているが、操作規則に基づく適正な運用を行うとともに、定期的に情報伝達等の訓練を実施する。

（５）その他の対策

近年における都市化の進展に伴う流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等について、開発の許可において、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

（資料編 重要水防区域一覧表 参照）

2 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、１時間あたりの降水量８０ミリ以上の年間発生回数は、１９７６年から１９８７年の間の年平均が１０．３回なのに対し１９９８年から２００７年の１０年間の年平均が１８．５回と増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しており、その対策が、重要な防災上の課題となっている。

（１）気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」をはじめ、民間気象会社や町など、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く住民が活用できるように、町や県が周知・広報する。

（２）住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難勧告」などの避難情報の発表については、防災用無線やインターネット、電子メール、エリアメールなどにより、町及び県等が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

（３）消防等による警戒

町、消防本部等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

- イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- ウ がけ地などの危険箇所等の警戒
- エ ダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

(4) 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、町や県などの工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ア 雨天時の工事中止等の検討
- イ 気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ウ 避難行動の事前確認の徹底
- エ 作業現場及び周辺の点検

(5) 施設管理者等の安全対策

町や県などの関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ア 気象情報の迅速な収集と活用
- イ 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- ウ 早期の道路の通行規制

第2節 風害予防対策

第1 方針

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、建設課）

1 通信設備の防災対策

電気通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

2 電力設備の防災対策

電力設備については弱体設備の補強を行うほか、強風時には、予防巡視を実施する。

第3節 土砂災害等予防対策

共通対策編第2章第13節「土砂災害等予防対策」を参照。

第4節 浸水予防対策

第1 方針

河川の堤防、護岸等について、河川保全事業等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（総務課、いのちを守る防災・危機対策課、建設課）

1 河川管理者が定めるべき事項

- (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 災害により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

2 浸水予防施設の整備

河川の洪水等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門等の操作は緊急を要することから、国、県及び町においては、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

第5節 農業用ため池対策

第1 方針

町及び関係機関は、災害に伴う農業用ため池の被害を防止するため、関係施設の適切な維持・管理について定める。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課、いきいき農業振興課）

1 管理の形態

農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については国、県、町の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

2 災害予防目標

農業用ため池の災害予防については、管理者による適切な日常管理や定期点検が重要であることから、管理者に対して、適切に指導する。

第6節 雪害予防対策

第1 方針

豪雪による被害を防止し、又は軽減するため、町は次の雪害対策を実施するものとする。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課）

1 雪害対策

町は、特に交通の確保をはかる措置を講じるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出勤等町が実施すべき事項を町地域防災計画に定め、これにより雪害対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 土地改良区等における災害応急対策

第1 方針

土地改良区、水利組合、ため池管理者は、管理する取水施設、排水機場、用排水路、農業用ため池等の農業用施設の応急対策について定める。

第2 内容

主な実施機関

町（建設課、いきいき農業振興課）、土地改良区

1 実施事項

台風等、風水害が予想される時は、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。

- (1) ため池や用水路等で、余水吐を有している施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
- (2) 樋門、排水機場等の施設については、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備しておくものとする。
- (3) 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼす恐れが生じたり、ため池が、越水等により決壊する恐れが生じた場合は、速やかに関係市町村及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策を実施するものとする。